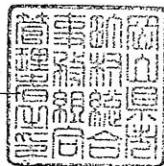




岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合規則第 3 号）をここに公布する。

平成 25 年 7 月 1 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「（様式第 11 号、様式第 12 号）」を削る。

第 70 条第 2 項中「（様式第 66 号）」を削る。

第 79 条第 4 項第 3 号中「財団法人岡山県教育職員互助組合」を「一般財団法人岡山県教育職員互助組合」に改める。

様式第 11 号及び様式第 12 号を次のように改める。

**（様式第 11 号） 削除**

**（様式第 12 号） 削除**

様式第 66 号を次のように改める。

**（様式第 66 号） 削除**

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(管理者の裁定)	(管理者の裁定)
<b>第7条</b> 管理者は、組合市町村の長から前条の書類の送付を受けたときは、これを審査し、退職手当を支給すべきであると認めたときは、当該組合市町村の長及び当該退職手当請求者に退職手当裁定書を交付するものとする。	<b>第7条</b> 管理者は、組合市町村の長から前条の書類の送付を受けたときは、これを審査し、退職手当を支給すべきであると認めたときは、当該組合市町村の長及び当該退職手当請求者に退職手当裁定書 <u>(様式第11号、様式第12号)</u> を交付するものとする。
2 略 (給付金の送金)	2 略 (給付金の送金)
<b>第70条</b> 略	<b>第70条</b> 略
2 前項の給付金の送金に当たっては、管理者は給付金送金通知書を作成し、組合市町村の長を経て当該組合員に送付する。 (償還期間及び金額)	2 前項の給付金の送金に当たっては、管理者は給付金送金通知書 <u>(様式第66号)</u> を作成し、組合市町村の長を経て当該組合員に送付する。 (償還期間及び金額)
<b>第79条</b> 略	<b>第79条</b> 略
2・3 略	2・3 略
4 借受人は、組合員の資格を失うか、退職手当の支給を受けたとき又は条例第94条、岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号。以下「給付等特例条例」という。)第13条及び同条例第21条に規定する給付を受けたとき(一般職の組合員で引き続いて条例第94条、給付等特例条例第13条及び同条例第21条を適用する一般職の組合員となった場合を除く。)は、直ちに未償還額を返済しなければならない。ただし、次の場合は、当該貸付の限りにおいて、組合員資格を維持するものとし、未償還額を引き続いて償還することができる。 (1)・(2) 略 (3) 異動により <u>一般財団法人岡山県教育職員互助組合</u> の組合員となり、本組合員の資格を失ったとき。ただし、当該団体が承認し、償還の手続を組合市町村が行う場合に限る。	4 借受人は、組合員の資格を失うか、退職手当の支給を受けたとき又は条例第94条、岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号。以下「給付等特例条例」という。)第13条及び同条例第21条に規定する給付を受けたとき(一般職の組合員で引き続いて条例第94条、給付等特例条例第13条及び同条例第21条を適用する一般職の組合員となった場合を除く。)は、直ちに未償還額を返済しなければならない。ただし、次の場合は、当該貸付の限りにおいて、組合員資格を維持するものとし、未償還額を引き続いて償還することができる。 (1)・(2) 略 (3) 異動により <u>財団法人岡山県教育職員互助組合</u> の組合員となり、本組合員の資格を失ったとき。ただし、当該団体が承認し、償還の手続を組合市町村が行う場合に限る。
5 略 <b>(様式第11号)</b> 削除	5 略 <small>(様式第11号)</small>

岡山県市町村総合事務組合  
令和元年 月 日

### 退職手当裁定書

以下のとおり裁定し、年月日に支給します。

退職時の組合市町村名	退職理由				
退職者住所					
氏名	性別	退職時年齢	定年年齢		
退職時役職名					
受給者住所					
氏名	性別	年齢	状況		
送金先金融機関名	支店名	預金種目	口座番号		
所員及び除隊	期間の開始日	期間の終了日	勤続(除隊)期間		
職歴					
合計					
退職手当					
退職手当額					
課税対象額	所得税額	市町村民税額	県民税額	住民税額計	税額合計
除					
税額控除後支給額	共済組合貸付償還額	本組合貸付償還額	差引支給額		
特別負担金				特別負担金額	

(様式第12号) 削除

(様式第12号)  
受給者

同総合議第年月日

敬

岡山県市町村総合事務組合  
管理者

退職者との絆柄( )

### 退職手当裁定書

以下のとおり裁定し、年月日に支給します。

退職時の組合市町村名	退職理由				
退職者住所					
氏名	性別	退職時年齢	定年年齢		
退職時役職名					
送金先金融機関名	支店名	預金種目	口座番号		
所員及び除隊	期間の開始日	期間の終了日	勤続(除隊)期間		
職歴					
合計					
退職手当					
退職手当額					
課税対象額	所得税額	市町村民税額	県民税額	住民税額計	税額合計
除					
税額控除後支給額	共済組合貸付償還額	本組合貸付償還額	差引支給額		
特別負担金				特別負担金額	

(様式第66号) 削除

(様式第66号)

年月日

### 給付金送金通知書

下記のとおり給付金を決定送金いたしましたので通知申し上げます。

送金年月日

送 金 簿

送金先

### 預金種別

口座番号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(平成 25 年岡山県市町村総合事務組合規則第 3 号) 【概 要】

1 改正の理由

財団法人岡山県教育職員互助組合が、平成 25 年 4 月 1 日付で、一般財団法人へ移行し、法人の名称が一般財団法人岡山県教育職員互助組合に変更したことに伴い、所要の改正を行ったものである。

また、福利厚生に係る個別システム等改修に伴い、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

第 79 条第 4 項第 3 号中に規定している財団法人岡山県教育職員互助組合を一般財団法人岡山県教育職員互助組合に改め、第 7 条及び第 70 条に関係する様式を削除した。

3 施行日

平成 25 年 7 月 1 日から施行